

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	38	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定された浸水防止計画に基づき平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した浸水防止用設備（止水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止器）に係る固定資産税について、5年間課税標準を市町村の条例で定める割合（2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内）に軽減する制度について、浸水想定区域の設定基準を現在の洪水防御に関する計画の基本となる降雨（計画降雨）から現実的に想定される最大規模の降雨とすることにより拡大される浸水想定区域を適用区域に追加する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第37項、同法施行規則附則第6条第60項 水防法第15条第1項第3号イ</p>		
減収見込額	<p>[初年度] 0 ( ▲13.1 ) [平年度] ▲21.2 ( ▲57.6 ) [改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 全国各地で豪雨災害が多発するとともに、水防団員の減少、高齢化等により地域の水防力の弱体化が進むなかで、地域の水防力の強化を図るために、自衛水防の取組を推進している。特に地下街等については、浸水スピードが速く、閉鎖的な空間であり、身体・生命へのリスクが大きい。さらに、地下街等は、商業、交通、交流など多様な都市機能・経済活動の場であることから、一旦浸水すると地域の都市機能・経済活動が機能不全に陥るリスクもある。したがって、地下街等について、従来から取り組んできた避難確保を図るための取組みだけでなく、浸水そのものの防止を図る取組を推進することによって、人命を守り、都市機能・経済活動の継続性を確保することが求められている。</p> <p>(2) 施策の必要性 河川氾濫時における浸水想定区域内にあり、市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等については、水防法に基づき、①浸水防止計画の作成、②訓練の実施、③自衛水防の組織の設置が義務付けられている。止水板、防水扉等の浸水防止用設備は効果が高いものの、平時においては利用されることが無く、初期投資やその後の維持管理コストもかかるため、導入に対して負担感が大きい。身体・生命の安全及び地域の都市機能・経済活動を守るといった公的な機能を果たすものであることから、その導入を促すためにも負担軽減を図る必要があることや、一般的に浸水防止用設備は費用の大きいものほど浸水防止の効果も高いことから、その導入促進及び負担の軽減のために、浸水想定区域内にあり、市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等に設置される浸水防止用設備については、固定資産税の課税標準の特例措置を講じている。近年、気候変動等の影響による台風の強大化や集中豪雨の多発による浸水被害が発生していることから、浸水想定区域の設定基準について、現在の洪水防御に関する計画の基本となる降雨（計画降雨）から現実的に想定される最大規模の降雨とし、内水や高潮についても同様の設定をすることとしている。拡大される浸水想定区域内においても、維持コストを軽減し、大規模な浸水防止用設備の導入促進を図るため、適用区域に追加する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定） 第3章 2 施策ごとの国土強靱化の推進方針（10）国土保全 …洪水・高潮（中略）等の自然災害に対して、（中略）土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。これにより、気候変動等の影響も踏まえ、計画規模を上回る、あるいは整備途上で発生する災害に対しても被害を最小化する。</p> <p>○社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定） 第3章 2. 重点目標 1 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる 1-3（2）水害に強い地域づくり ・地下空間の浸水対策（止水板の設置、実効性の高い避難計画の策定、・・・）</p> <p>○国土交通省政策評価基本計画（平成24年9月7日） 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 1 2 水害・土砂災害の防止・減災を推進する に包含</p>
	政策の達成目標	市町村防災計画に位置づけられた地下街等において浸水防止計画が作成されること
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間
	同上の期間中の達成目標	市町村防災計画に位置づけられた地下街等において浸水防止計画が作成されること
	政策目標の達成状況	浸水防止計画を作成している地下街等の数：141（平成26年3月末現在）
有効性	要望の措置の適用見込み	平成27～29年度における適用数 地下街等：895箇所
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	止水板、排水ポンプ等の浸水防止用設備は、浸水防止に大きな効果があるものの、非常時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いたい性質のものである。これらについて負担軽減を図ることによって、水防法に基づく民間事業者による浸水防止設備の設置を促進する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	水防法で浸水防止計画の作成等、浸水防止のための新たな措置を求めるにあたって、浸水防止用設備の設置に関して、費用負担の軽減を図る必要がある。また、申請等により補助対象者を個別に補足して補助を行うことは、行政の効率性の観点からも非効率であり、税制特例措置によることが適切である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	止水板、排水ポンプ等は、浸水防止に大きな効果があるものの、浸水防止用設備は非常時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いきにくい性質のものである。これらについて負担軽減を図ることによって、水防法に基づく民間事業者による浸水防止設備の設置を促進する。
前回要望時の達成目標	市町村防災計画に位置づけられた地下街等において浸水防止計画が作成されること 地域防災計画に位置づけられた地下街等の数：895（平成26年3月末現在）
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	浸水防止計画を作成している地下街等の数：141（平成26年3月末現在） 浸水防止計画について定めた平成25年水防法改正（平成25年7月施行）から期間が短く、地下街等の事業者には計画作成期間等が必要であるため。
これまでの要望経緯	平成26年度創設